

# 横浜薬科大学

## 教員の任期に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律82号)(以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、横浜薬科大学(以下「本学」という。)における教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める職及び任期)

**第2条** 任期を定めて任用することがある教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とし、任期は1年又は3年とする。

(同意)

**第3条** 前条の教員の任用に際しては、別紙様式により任用されるものの同意を得なければならない。

(業績審査)

**第4条** この規程の規定により任用された教員の再任の可否を決定するに際しては、当該教員の任期中の業績審査を行うものとする。

2 前項の業績審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) その他、本学への貢献及び社会への貢献に関する事項

(改正及び廃止)

**第5条** この規程の改正及び廃止は、学長の意見を聴いて、理事会の議を経て行うものとする。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。